

庄内川・幸心河川健康公園 ゴルフ練習場の利用に関する合意書

ゴルフ部の活動を通じて青少年の健全な育成を実践している中部高等学校ゴルフ連盟（以下、「甲」という。）と、人々の健康増進及び河川の適切な管理運営に貢献する事を目的として、河川健康公園利用者へのサービスの充実を図り、施設の管理維持を行う公益財団法人河川財団名古屋事務所（以下、「乙」という。）との間で、乙の有するゴルフ練習場の有効活用に向け、以下の通り合意する。

（目 的）

第1条 この合意書は、乙が運営する庄内川・幸心河川健康公園内（以下、「公園」という。）のゴルフ練習場（以下、「練習場」という。）を甲が利用するに当たり、甲の利用条件について取り決めたものである。

（利用者の条件）

第2条 この合意書に基づいて「練習場」を利用出来る者は、甲に加盟する学校の生徒に限る。また、甲に加盟する学校の関連校で乙が認めた者の利用も可とする。（付属中学校等が該当する）

また、利用者は乙が提示を求めた場合には、都度学生証を提示し、上記条件を満たす事を証明しなければならない。

第3条 「練習場」の利用に当たっては、受付にて、利用者の所属する学校名および利用者氏名を利用者名簿に記入する事とする。

（「練習所」利用の条件）

第4条 本合意書記載の「練習場」利用条件は、【別表1】の定める通りとする。

第5条 乙は甲に対し、利用可能時間帯であっても、一般の利用客により打席が混雑している場合、公園を閉鎖している場合等、状況に応じて本合意利用条件の適用を断る事が出来る。

第6条 複数人数での利用に当たっては、甲は乙に対し事前に予約申込を行う事が出来る。その場合には、双方ともに善意に基づき、有効利用について協議の上利用の可否を決定する。状況によっては、乙は甲に対しその申入れを断る事が出来る。

（利用条件の変更）

第7条 乙は、利用条件について変更する権利を有する。但し、乙が利用条件を変更しまたは変更を要する場合には、あらかじめ書面によって甲に通知し、協議の場を持つ事とする。

(損害賠償の責任)

第8条 あきらかに乙側の施設設備等の過失により甲に損害(外傷等がこれにあたる)を与えた場合は、甲に対し乙は乙の加入する『ゴルフ練習場施設賠償責任保険』の範囲内で、その損害賠償の責を負うものとする。利用者(甲)の自己責任に起因する損害に対しては、乙はその責を負わないものとする。

第9条 「練習場」利用にあたり、「公園」内において第三者との間に何らかの問題が生じた場合は、当事者間で善意をもって問題解決にあたるものとする。その場合、乙はその責を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 本合意書内容について、有効期間は本合意書捺印後1年間とする。また、双方に異議のない場合は、更に1年間延長するものとする。

(誠実協議)

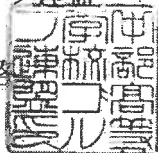
第11条 本合意書の解釈に関して甲乙間で見解の相違があった場合には、甲と乙はこれを誠実に協議して決するものとする。

以上、本合意書の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成29年 5月 2日

甲 中部高等学校ゴルフ連盟

理事長 鈴木 啓



乙 公益財団法人河川財団名古屋事務所
愛知県名古屋市守山区瀬古三丁目710番地

所長 山内

